



番号	必要な書類	確認内容・備考	チェック
1	補助金交付申請書 (様式第1号)	☐ 申請者(購入者)=住宅所有者=領収書宛名となっているか。 ☐ 新築住宅のキャンペーン等により対象設備を無料で設置していないか。 ☐ 補助金額に、ポイント利用分が含まれていないか。 ☐ 未使用品であるか。(中古品は含めない。)	☐
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	☐ 設備が設置された日から起算して180日以内の申請であるか。 ☐ 補助金額の、上限2万5千円を超えていないか。 ※本体等購入費+設置工事費の1/2以内の額。	☐
3	設備の設置場所の案内図	☐ 地図等、住宅の所在地がわかるものが添付されているか。	☐
4	設備の仕様書の写し	☐ 設備の製品型番、性能等補助対象要件を満たすことが確認できるカタログの該当ページの写し。 ※カタログを冊子のまま提出せず、 <u>該当の製品が掲載されているページとメーカーがわかるように印刷したものを提出する</u> 。(該当製品がわかるよう蛍光ペン等でマークする。) ☐ 「一般社団法人次世代自動車振興センター」が実施する補助金の対象として指定されている製品であるか。	☐
5	領収書の写し	☐ 領収書氏名は、申請者(購入者)=住宅所有者=領収書宛名となっているか。 ☐ 領収書の金額と補助申請額に相違はないか。 ※内訳が分からない場合は、明細書を添付する	☐
6	領収書の内訳明細	☐ キャンペーン等による値引き、その他諸経費等使途不明なものがないか。	☐
7	住宅の所有者が確認できる書類の写し	☐ 新築の場合は、登記事項証明書の写しが添付されているか。 ※事情により添付できない場合は、契約書の写し等(契約者、住所が確認できるページの写し)を添付する。 ☐ 既存住宅の場合は、契約書の写し(契約者、住所が確認できるページの写し)、固定資産税納税通知書の写し、建築確認申請書の写し、登記事項証明書の写し等が添付されているか。 ※相続手続きが必要な場合、相続登記が完了している必要があります。申請者が住宅を所有していない場合は申請することはできません。	☐
8	自動車検査証記録事項の写し	☐ 電子車検証の交付時に交付された書面もしくは車検証閲覧アプリでダウンロードしたデータが添付されているか。 ☐ 充電を行う車両の使用する本拠の位置に設置されているか。	☐
9	設備の設置が確認できる書類の写し	☐ 保証書が添付されているか。 ※事情により添付できない場合は施工完了報告書等の設置日が確認できる書類を添付する。	☐
10	設置完了後の写真 (カラー写真)	☐ メーカー名及び型式が確認できるか。	☐

※原則は書類の到着日を受付日とし先着順で受付し、予算の範囲内での受付となります。

(予算残額は市ホームページで随時更新していきます)